

## 正覺寺納骨堂「俱會堂」管理規程

令和2年1月17日一部改正

### (目的)

第1条 この規程は、宗教法人寂靜山正覺寺（以下「経営者」という）が経営する納骨堂「俱會堂」の使用および管理に関し、必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とする。

### (納骨堂の目的及び名称、位置)

第2条 納骨堂は、焼骨の収蔵の用に供するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- 1、名称 正覺寺納骨堂「俱會堂」
- 2、位置 岐阜県安八郡神戸町大字北一色 674 番地の 1（本堂堂内）

### (管理者)

第3条 納骨堂の管理者（以下「管理者」という）は、正覺寺の代表役員（住職）とする。

### (管理者の権限)

第4条 管理者は、本規定および正覺寺総代会の決定に従って、納骨堂を宗教施設として管理しなければならない。

### (納骨堂使用者の資格)

第5条 納骨堂使用者は、仏教徒に限るが、その宗旨、宗派は問わない。ただしその法要、儀礼は浄土真宗本願寺派の法式に則って行うものとする。

### (収蔵期間および納骨懇志)

第6条 永代合葬納骨の懇志は、一体につき 100,000 円以上とする。また、永代分骨納骨の場合は、経営者所定の容器に納め、堂内に安置する。その懇志は、一体につき 50,000 円以上とする。また、永代非合葬納骨の懇志は、一体につき 400,000 円以上とする。永代合葬納骨、永代非合葬納骨および永代分骨納骨ともに、管理料等は、発生しないものとする。

墓地等の整備に伴う永代合葬納骨の懇志は、体数を問わず、300,000 円以上とする。

ともに、納骨堂過去帖に法名を記載する。また、永代分骨納骨及び永代非合葬納骨は、納骨手続き完了の日より起算して 30 年経過の後、合葬するものとする。

### (納骨の申込みと承諾)

第7条 納骨をしようとする者は、第 6 条に定める納骨懇志を一括納入のうえ、納骨申込書に必要事項を記入し、埋葬（改葬）許可証を添えて、管理者に提出し承諾を受けなければならない。

- 2、管理者は、納骨申込書の提出を受け、「納骨の証」を発行し、納骨堂過去帖に法名を記載する。

### (納骨者および住所変更の通知義務)

第8条 納骨者は、納骨申込者や住所に変更があった場合、直ちに新納骨申込者及び新住所を管理者に通知しなければならない。

### (その他)

第9条 納骨者またはその他の者が、納骨堂を参拝する場合、管理者に通知し、許可を得なければならない。ただし、本堂参拝のみの場合は、自由参拝とする。